

居住支援法人連絡会の趣旨について

1. 背景

現在、宮城県では不動産や福祉分野の14法人が居住支援法人の指定を受けていますが、それぞれの法人で支援エリア・支援内容が異なっています。まず、居住支援法人それぞれの活動（支援）内容について、情報交換・情報共有を図ることが重要であり、その上で、住宅確保要配慮者に対して、希望するエリアで必要な支援を提供できるよう連携を図ることが求められています。

2. 目的

居住支援法人で構成される「居住支援法人連絡会」を設置し、居住支援法人が連携することにより、県内全域において必要な居住支援の普及促進を図るものです。

3. 主な取組イメージ

県内全域において必要な居住支援の普及促進を図るための取り組みイメージについては、下図のとおりです。

